

## 教材編集室（7号館1階）ご利用案内

高等教育開発・支援センターでは、授業用教材作成支援を目的とした「教材編集室」を開室しています。動画編集、音声編集、画像編集、メディア変換などに対応した機器を各種用意しておりますので、お気軽にご利用ください。

対 象	本学園教職員（非常勤講師を含む）
開室時間	<p style="text-align: center;">月～金 9：00～17：00（除く 11：30～12：30）</p> <p>※ご利用の際は、高等教育開発・支援センター事務室にお声をおかけください。（PCご利用の際は、担当者が専用のID等をお伝えいたします。）</p> <p>※編集室各デスク上の「教材編集室機器使用申込書」にご記入をお願いいたします。</p>
可能な作業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルビデオカメラの動画をパソコンで編集し、DVDやPC再生用ファイルに出力する。</li> <li>・音声をパソコンで編集し、CDを作成する。</li> <li>・デジタルカメラで撮影した写真を加工する。</li> <li>・Web用の画像を作成する。</li> <li>・35ミリフィルム、スライドをデジタルデータ化する。</li> <li>・各種メディアを変換する。</li> </ul>
サポートについて	<p>編集作業のご相談・サポートは、下記の時間帯にお受けしております。</p> <p style="text-align: center;">月～金（水曜日は除く）10：00～16：00 （昼休み 11：30～12：30）</p> <p>※事前にお電話かメールでご連絡ください。</p> <p>担当者が不在の場合は、ご相談日時のご予約をお願いいたします。</p>
メディアについて	CD-R、DVD-R、Blu-ray、USBメモリ等、出力に必要なメディアをご持参下さい。
著作権について	<p>コンテンツの複製・編集については、著作権法34条及び35条の範囲内であるものとします。（裏面参照）</p> <p>《参考》 社団法人著作権高等教育開発・支援センター「著作権データベース 国内法令」<a href="http://www.cric.or.jp/db/fr.html">http://www.cric.or.jp/db/fr.html</a></p>
お問い合わせ	<p>高等教育開発・支援センター 教育開発・支援課（7号館1階）</p> <p>TEL：0422-37-3546</p> <p>E-mail：office08@cc.seikei.ac.jp</p>

《参考》

【学校教育番組の放送等】

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組又は有線放送番組において放送し、若しくは有線放送し、又は当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいい、これが定められていない放送にあつては、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第三項第三号に規定する放送区域をいう。以下同じ。）において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行い、及び当該放送番組用又は有線放送番組用の教材に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作者者に支払わなければならない。

（昭六一法六四・見出し1項一部改正、平十八法一二一・1項一部改正）

【学校その他の教育機関における複製等】

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（平十五法八五・見出し1項一部改正2項追加）

社団法人著作権情報センター「著作権データベース 国内法令」

<http://www.cric.or.jp/db/domestic/index.html>